

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

公職選挙法の一部改正により、市議会の議員の選挙において選挙運動のためのビラの頒布が可能となったことに伴い、その作成費用を公費負担の対象とするとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成5年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第4条中「前条の場合」を「前条本文の場合」に改める。

第6条第2項中「前項の場合」を「前項本文の場合」に、「16,000枚を超えない枚数」を「議会の議員の選挙にあつては4,000枚を、長の選挙にあつては16,000枚を超えない枚数」に改める。

第8条第3項中「第1項の場合」を「第1項本文の場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第66号 秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、秦野市の議会の議員及び長（以下「議会議員及び長」という。）の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の費用を一定の範囲内で本市が負担することについて必要な事項を定める。</p> <p>(契約の指定)</p> <p>第4条 <u>前条本文の場合</u>において、同一の日において同条の表第1号に規定する契約と同表第2号から第4号までのいずれかに規定する契約とが締結されているときは、その日については、これらの契約のうち、候補者が指定するいずれか一方の契約について同条の規定を適用する。</p> <p>(公費によるビラ作成の範囲)</p> <p>第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、秦野市の議会の議員及び長（以下「議会議員及び長」という。）の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（<u>市長の選挙の場合に限る。</u>以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の費用を一定の範囲内で本市が負担することについて必要な事項を定める。</p> <p>(契約の指定)</p> <p>第4条 <u>前条の場合</u>において、同一の日において同条の表第1号に規定する契約と同表第2号から第4号までのいずれかに規定する契約とが締結されているときは、その日については、これらの契約のうち、候補者が指定するいずれか一方の契約について同条の規定を適用する。</p> <p>(公費によるビラ作成の範囲)</p> <p>第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべ</p>

き金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価（7円51銭を超えるときは、7円51銭）にそのビラの作成枚数を乗じて得た金額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。

- 2 前項本文の場合において、ビラの作成枚数は、議会の議員の選挙にあつては4,000枚を、長の選挙にあつては16,000枚を超えない枚数であることについて、委員会が定めるところにより委員会が確認したものに限るものとする。

（公費によるポスター作成の範囲）

第8条（略）

- 2 （略）
- 3 第1項本文の場合において、ポスターの作成枚数は、掲示場の数を超えない部分の枚数であることについて、委員会が定めるところにより委員会が確認したものに限るものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

き金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価（7円51銭を超えるときは、7円51銭）にそのビラの作成枚数を乗じて得た金額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。

- 2 前項の場合において、ビラの作成枚数は、16,000枚を超えない枚数であることについて、委員会が定めるところにより委員会が確認したものに限るものとする。

（公費によるポスター作成の範囲）

第8条（略）

- 2 （略）
- 3 第1項の場合において、ポスターの作成枚数は、掲示場の数を超えない部分の枚数であることについて、委員会が定めるところにより委員会が確認したものに限るものとする。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

1 条例改正の目的

公職選挙法の一部を改正する法律が平成 2 9 年 6 月 2 1 日に公布（平成 3 1 年 3 月 1 日施行）され、これまで国会議員や長の選挙に限り、頒布が認められていた選挙運動用ビラについて、都道府県及び市の議会の議員の選挙においても頒布できるようになるとともに、条例で定めることにより、そのビラの作成について無料とすることができるようになりました。

この法改正に合わせて、従来からの長の選挙に加え、議会の議員の選挙運動用ビラの作成費用についても、公費負担の対象となるよう、条例を改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 条例への規定事項

ア 公費負担の対象の拡大（第 1 条）

長の選挙に限定していた、選挙運動用ビラの作成費用の公費負担について、議会の議員の選挙も対象とします。

イ 公費負担単価の設定（第 6 条第 1 項）

長の選挙と同額とし、選挙運動用ビラ 1 枚当たり 7, 5 1 円とします。

ウ 公費負担の上限枚数の設定（第 6 条第 2 項）

公費負担ができる選挙運動用ビラの作成枚数について、議会の議員の選挙の場合、候補者 1 人につき、4, 0 0 0 枚を上限とします。

(2) 施行日等

ア 施行日

改正後の公職選挙法の施行日に合わせ、平成 3 1 年 3 月 1 日からとします。

イ 適用区分

改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後にその期日を告示される選挙について適用することとします。